



下横田町駐在所 だより 5月号

令和6年5月号
宇都宮南警察署
下横田町駐在所 発行
TEL 654-1313

自転車に乗る際ヘルメットを着用していますか？

栃木県では、令和4年4月27日から道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務が課せられています。

自転車事故の状況（令和5年度中）

発生件数	973件	（前年比-63）
死者数	9人	（前年比+4）
負傷者数	962人	（前年比-63）



栃木県内では、令和5年中の人身事故のうち自転車に関係する事故は約4分の1を占めており、そのうち自転車側の7割強に何らかの法令違反があることから自転車対策が喫緊の課題となっています。

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

ヘルメットをかぶろう

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約半数は、頭部に致命傷を負っています。また、致死率は、非着用が着用比べて約2.4倍と高くなっています。

自転車乗用中死傷者におけるヘルメット着用状況別頭部致命傷率の比較【令和元年～令和5年合計】



(注)自転車乗用中死傷者に占める人身損傷主部位が「頭部」であった死者の構成率を比較したものである。

～重点地区・路線～

栃木県警では、重点地区・路線として、自転車の通行量、自転車関連の交通事故発生状況等を踏まえて、地域の実情に応じて選定し、広報啓発や指導取締りを強化しています。

各警察署が選定している重点地区・路線は、右のコードをお読み取り頂き、県警ホームページでご確認ください



上記は県警HPです。